

平成 27 年度 事業計画

学校法人神戸薬科大学 理事長 雀部 昌吾

平成 26 年度立案の「キャンパス整備」4 か年計画に基づき、現 8 号館の解体工事と新 8 号館の設計を主要な施策として、平成 27 年度の事業計画を立てた。平成 27 年度は、「キャンパス整備」の第一段階として、新研究棟となる新 8 号館の設計を行う。さらに、新 8 号館の建設に続くキャンパス整備の方針を確定する。

平成 27 年度は、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価に基づき、7 年毎に行う(公財)大学基準協会による第二期大学評価及び認定評価を受審する。さらに、(一社)薬学教育評価機構が行う薬学教育評価を平成 28 年度に受審するため、平成 27 年度は評価項目について自己点検・評価を実施し、評価書と基礎資料の作成を行う。

次に、6 年制薬学教育の基盤となる「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の平成 25 年度改訂に基づいて策定した新カリキュラムが平成 27 年度の新入生から適用される。新カリキュラムでは、医療薬学の内容が更に充実するとともに、本学独自の授業科目を増加させることで、本学カリキュラムの特色をより明確化することを目指した。平成 27 年度は、4 年制の大学院薬学研究科薬学専攻(博士課程)の完成年度でもある。これらの事柄を契機として、本学の理念を基に、社会に貢献できる人材育成を目的として教育・研究の更なる充実を図る。また、年々厳しさを増している薬剤師国家試験に対応できるよう教育のあり方を検討し、合格率の向上を図る。

1. キャンパス整備

- (1) 平成 27 年度に現 8 号館を解体し、新 8 号館を設計する。完成は平成 29 年度の予定である。
また、それに引き続く 1、2、9 号館の耐震化に関連したキャンパス整備の進め方について、新 8 号館の設計と並行して検討を行い、方針を決定する。
- (2) 平成 26 年度に引き続き、動物実験施設の空調設備等の改修工事を行う。
- (3) その他、キャンパスの安全性の確保、利便性の向上のため下記の工事を行う。
 - ・ 3、5、7 号館外壁工事
 - ・ 10 号館の空調ガスヒートポンプの更新
 - ・ 5、7、10、11 号館の便器(ウォシュレット及びホット便座)の改修
 - ・ 薬用植物園の通路及び展望台等の改修
 - ・ 正門前テニスコートの整備
 - ・ 猪除けフェンスの設置
 - ・ 桜の植樹計画

2. 教育環境整備

- (1) 年々試験内容が難しくなっている薬剤師国家試験の合格率向上を目指し、1 年次からの教育のあり方について抜本的な見直しを行う。また、当面の 6 年次生への対応、薬学共用試験 CBT 対策と連携した 4 年次からの対応を検討し、実施する。
- (2) 定年等による退職に伴う教授の後任人事を円滑に進めるとともに、新カリキュラムの実施に必要な教員の補充を行い、今後の本学の教育研究を担う教員組織の充実を図る。教員数に

については、助手を除く専任教員数として教員 1 人当たりの学生数が 20 人となる 81 人を目途とする。

- (3) 学部及び大学院教育の到達目標を明示するため、ディプロマポリシーを改訂する。
- (4) 新カリキュラムの内容にある早期臨床体験や多職種連携教育を遂行するため、神戸大学医学部との連携を強化するとともに、検討中の甲南女子大学看護リハビリテーション学部との連携を具体化する。また、近隣の医療施設との連携も検討する。
- (5) 低学年から研究室に所属し、研究活動を通して研究マインドの醸成と薬学に対するモチベーション向上を目的として、平成 27 年度は 1 年次学生を対象に開講する「アクティブ・ラボ」など、新カリキュラムで開講する新しい科目のスムーズな実施を図る。
- (6) 卒業研究が 4 年次学生から単位化され、また、開始時期を早めることも可能となることから、円滑な実施が可能となるよう支援体制の強化を図る。
- (7) 平成 26 年度に制定された「薬学実務実習に関するガイドライン」に基づき、平成 31 年 2 月から実施される実務実習について、近畿地区、特に兵庫県内の大学、病院薬剤師会、薬剤師会との協議については本学が主体となって行い、実習を円滑に実施可能なものとするための施設確保を含めた方策を検討する。
- (8) 学生の英語力を強化するため、引き続きカレッジ TOEIC の受験補助を継続するとともに、英語カリキュラムのより一層の充実を図る。
- (9) 平成 27 年度もマサチューセッツ薬科健康科学大学、昭和ボストン校の協力による 4、5 年次前期「海外薬学研修」を実施し、日米の医療制度や薬剤師業務の相違の見聞を通して、医療現場での国際的視野を涵養する。また、国際交流の基本方針をより一層明確にし、目標達成のための計画を作成する。
- (10) 文部科学省より平成 26 年度に選定された「大学等改革総合支援事業」について、採択された項目を精査し、今後もより高い評価を受けるよう引き続き改革に努める。また、同事業の項目中、本学に未だ欠けている IR (Institutional Research) を担当する部署あるいは委員会の設置を検討する。

3. 研究推進事業

- (1) 「神戸薬科大学知的財産ポリシー」を制定し、「神戸薬科大学発明規程」、「神戸薬科大学成果有体物取扱規程」を整備したことに伴い、TLO に事前相談を行い、特許出願に向け、本学の研究成果の社会での活用を図る体制を整える。
- (2) 平成 24 年度に採択された『私立大学戦略的研究基盤形成支援事業』の「疾患糖鎖生物学に基づく革新的治療薬の開発」の研究プロジェクトについては、平成 26 年度に中間評価の結果、継続が認められ、引き続き実施する。
- (3) 経常費補助金特別補助の『大学間連携等による共同研究』に申請し、共同研究の充実を引き続き図る。
- (4) 大型機器(NMR)を更新するとともに、今後の機器整備の方針を確立する。
- (5) リニューアルされる大学ホームページを利用して、研究に関する情報発信を高め、より多くの外部資金が獲得できるようにする。

4. 大学広報の強化

広報活動上重要な情報発信である大学ホームページの平成 26 年度末の全面的リニューアルを受け、運用に伴って明らかとなってくる課題を解決し、円滑な運用を図る。

5. 就職支援及び学生支援

- (1) 多様な就職先を確保するため、進路支援スタッフを充実させ情報収集を更に強固にする。
- (2) 「就職ガイダンス」、「就職フェア」、「保護者のための就職ガイダンス」、「キャリアガイダンス」により、キャリアサポートの充実を引き続き図る。

- (3) 「インターンシップ」を充実し、「キャリア教育講座」や「ビジネス・マナー講座」を上記ガイダンスと有機的に連携させ、キャリアサポートの強化を行う。
- (4) より多くの学生がキャリアデザイン力を身につけ、バランスの良い進路が確保できるように4年次前期に「キャリアデザイン講座（選択科目）」を開講する。
- (5) 悩みをもち、相談を希望する学生の増加に対応するため、心理カウンセラーを増員し、相談日を増やす。

6. 入学試験制度

- (1) 医療及び社会情勢の変化に伴い、本学が求める入学生像も変化している。また、多様な学生の存在も求められるところである。優秀で多様な学生を選抜するためには、各入試を特色化することが必要であるため、アドミッションポリシーを改訂する。
- (2) 一般入学試験中期の受験科目をこれまでの「化学」、「英語」の2科目から「化学」、「数学」の2科目に変更する。
- (3) 大学院薬学研究科薬科学専攻（修士課程）の教育内容や定員の見直しなど、抜本的な検討を開始する。

7. 生涯研修事業

- (1) 平成27年度は、第41回卒後研修講座として「代謝・免疫疾患の基礎と臨床」をテーマに実施する。
- (2) リカレントセミナーでは、「抗血栓療法」、「ビギナーのためのフィジカルアセスメント」、「痛みの治療」、「睡眠障害」等、講義や実習を交えたSGDを今年度も行う。
- (3) 薬剤師実践塾では、「在宅医療」の実践的な研修プログラムを実施する。また、引き続き、在宅医療を推進している神戸市垂水区医師会と連携して、在宅医療を担う臨床能力育成を図るプログラムを実施する。

8. 自己点検・評価

- (1) 平成27年3月申請の(公財)大学基準協会の第二期大学評価（認証評価）につき、平成27年9月下旬～10月下旬の2日間の現地調査を受け、平成28年3月に評価結果を受理する予定である。
- (2) (一社)薬学教育評価機構が行う薬学教育評価を受審するため、自己点検・評価書の平成28年4月提出の準備のため、学内関係部署に該当項目の自己点検・評価の実施と原稿作成を依頼し、自己点検・評価委員会で編集作業を行う。
- (3) 引き続き、各委員会、教育研究支援組織及びそれを補佐する事務部門が4月に自己点検・評価を行う。提出された自己点検・評価内容を5月に自己点検・評価委員会で精査し、自己点検・評価内容の充実と次年度に向けての改善を検討する。
- (4) これらの自己点検・評価の結果を教育・研究の改善に繋げるとともに、必要に応じて学内諸規程の整備を行う。

9. その他

- (1) 備品管理システムの更新を行う（ACOSシステムからの移行）。
- (2) 学内作業環境測定を毎年定期的に行う。
- (3) 新たな文部科学省「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」及び同省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」改正に基づく、本学の研究活動における不正防止のための諸規程や体制の整備により、研究活動の公正かつ適正な運営・管理を一層進める。